

(重要) 本事務連絡は、令和3年4月27日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出されている事務連絡「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

### 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の 開催制限等に係る留意事項について

「2月26日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更等について」（令和3年3月1日付文化庁政策課事務連絡）において内容を周知いたしました、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）にも示されている通り、令和3年5月以降の取扱いについては、「今後検討の上、別途通知する」とされておいたところです。

今般、令和3年4月27日付で、「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」（令和3年4月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されておりますので、ご参照ください。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

・特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（令和3年4月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_20210427.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf)

本件連絡先 文化庁政策課  
電話：03-6734-2809(直通)  
メール：s-kikaku@mext.go.jp